

VIII 別室登校に関する規程

(趣旨)

第1条 この規定は何らかの心因的な理由に教室等の集団での学習が著しく困難と判断された生徒が、教室以外（教育相談室、保健室等）の場所（以下「別室」という）に登校することにより、生活リズムを回復し、よりスムーズに教室復帰ができることを目的として定めるものとする。

(別室登校の定義)

第2条 別室登校生とは、何らかの心因的な理由により、専門医、臨床心理士等の診断もしくは教育相談係、養護教諭、スクールカウンセラーの判断によって集団での学習が困難と認められた生徒で、下記の条件を満たすものとする。

(1) 以下の症状等がある者とする。

ア 不安、恐怖、脅迫的症状

イ いじめ、対人間のトラブル

ウ 集団内の不適応

エ その他の心理的不調及び身体的（医学的）症状

(2) 授業時間内の自主学習が可能で、当該担任、教育相談係、養護教諭、スクールカウンセラーとのカウンセリングを継続的に受けられること。

(3) 原則として治療のために定期的に専門機関への通院が可能であること。

(4) 生徒本人が教室復帰を前提として努力すること。

(別室登校生の認定)

第3条 別室登校生の認定は、原則として専門医、臨床心理士等による診断書の提出もしくは教育相談係、養護教諭、スクールカウンセラーの判断により、教育相談委員会において検討し、職員会議において審議の上、校長が行う。

(出席の取り扱い)

第4条 上記第3条に該当する生徒の出席扱いについては、職員会議において別室登校が承認された場合に、別室に登校を始めた時点にさかのぼって出席扱いとする。ただし自主的に教室に戻ることも可能とする。

第5条 上記第3条に該当する生徒が別室に在室した時間の授業を出席扱いとする。

(定期考査と評価の取り扱い)

第6条 原則として定期考査を受験させるものとし、別室で受験させることができる。もちろん、本人が希望する場合には、教室での受験も可能とする。実技を伴う教科等の場合はレポートや課題等で総合的に判断する。評価は内規の「生徒の成績評価等に関する規程」の条項に準ずる。

第7条 単位の認定については、内規の「Ⅱ生徒の成績評価等に関する規定」「3. 単位認定について」の条項に準ずる。

附則

この規程は平成27年3月19日から施行する。

確認事項 1

別室登校生への指導について

1. 条件

- ①心因的な理由により集団への学習が困難であると認められた生徒で、課題・レポート等への指導、担任・養護教諭・教育相談係・スクールカウンセラー等によるカウンセリング指導が可能であること。
- ②医師の判断に従いつつ、集団学習へ戻る段階的指導に応じることが可能であること。
- ③原則として診断書をもとに教育相談委員会で検討し、職員会議の承認を得ること。

2. 期間

- ①原則として3ヶ月ごとに診断書を提出してもらい、医師の診断を仰ぐ。
- ②別室登校を継続する場合には、原則として診断書をもとに教育相談委員会で審議し、職員会議等で承認を得る
- ③通算で最長1年間とする。

3. 別室での対応

- ①登下校の確認は、教育相談係もしくは養護教諭が行う。
- ②別室には8時45分までに登校し、帰りのSHR終了時まで在室することとする。
- ③別室では自主学習・課題学習・カウンセリング等を行う。
- ④心身の状況が良い場合には、教室での授業参加を促す。
- ⑤別室では休憩や昼食時間以外は私語を慎む。
- ⑥別室において学習に取り組めない状況であれば、教育相談委員会で検討する。
- ⑦別室では許可された時間帯以外の携帯電話の使用を禁止する。
- ⑧登下校状況や学習状況等を日誌に記入させる。(担任・教育相談係が定期的に検印する)

確認事項 2

別室登校生への支援について

I 各職員の対応

1. 教育相談係

- ①生徒の状況把握、生徒理解
- ②該当生徒に対する相談活動
- ③相談活動の計画・立案
- ④担任との連携
- ⑤養護教諭との連携
- ⑥スクールカウンセラーや外部機関との連携

2. ホームルーム担任

- ①生徒の状況把握、生徒理解
- ②該当生徒に対する指導
- ③毎日の登校状況の把握 (連絡事項の伝達・出欠の入力・日誌のチェック等)
- ④教科担任との連絡調整 (生徒の状況把握・課題の調整)
- ⑤保護者との連携
- ⑥ホームルームでの居場所づくり (席の配置等)
- ⑦教育相談委員会への参加・協力

3. 教科担任

- ①自主学習のための課題・レポートの準備
- ②課題等の添削
- ③必要に応じた個別指導
- ④授業時の配慮・声かけ
- ⑤ホームルーム担任との連携

4. 学年主任

- ①担任のバックアップ
- ②教育相談係との連携
- ③他学年との連携
- ④教育相談委員会への参加・協力

5. 養護教諭

- ①生徒の状況把握、生徒理解
- ②メンタル面での支援
- ③担任との連携
- ④教育相談係との連携
- ⑤医療機関との連携
- ⑥教育相談委員会への参加・協力